

保護者 様

## 学校感染症の罹患に伴う出席停止について

生徒が下表の感染症に罹患したときは、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置を行います。出席停止の期間は感染症の種類によって基準が定められていますので、医師の指示に従い、十分に療養してください。

なお、出席停止は、学校における感染症の拡大防止を目的とする措置であり、出席停止期間中は、特別欠席の扱いとなります。

### ●感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条より）

第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ(H5N1)
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜炎 結核 新型コロナウイルス感染症 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

### ●出席停止措置の流れ

- ① 医師の診断を受けたら、速やかに担任に連絡し、医師から指示された期間、自宅で療養する。
- ② 登校再開後、生徒を通じて担任から「特別欠席願」を受け取り、保護者が記入し担任に提出する。

※医師による報告書等は不要です。

<参考> インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症による出席停止の期間は次のとおりです。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

(学校保健安全法施行規則第19条2項)

- ・ インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
- ・ 新型コロナウイルス感染症：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。